

平成30年第6回

置戸町議会定例会会議録

平成30年9月12日開会

平成30年9月13日閉会

置戸町議会

平成30年第6回置戸町議会定例会（第1号）

平成30年9月12日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第53号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第54号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第55号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第56号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第57号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第58号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 同意第 2号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第11 認定第 1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 2号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 3号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 4号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 5号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 6号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 報告第 9号 平成29年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第19 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第53号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第3号）

- 日程第 5 議案第 54号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 55号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 56号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 57号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 58号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 同意第 2号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第11 認定第 1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 2号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 3号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 4号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 5号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 6号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 報告第 9号 平成29年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第19 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（10名）

- | | | | | | |
|----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 前田 篤 | 議員 | 2番 | 澁谷 恒壹 | 議員 |
| 3番 | 高谷 勲 | 議員 | 4番 | 佐藤 勇治 | 議員 |
| 5番 | 阿部 光久 | 議員 | 6番 | 岩藤 孝一 | 議員 |
| 7番 | 小林 満 | 議員 | 8番 | 石井 伸二 | 議員 |
| 9番 | 嘉藤 均 | 議員 | 10番 | 佐藤 純一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

- | | | | |
|---------|--------|------------|-------|
| 町長 | 井上 久男 | 副町長 | 和田 薫 |
| 会計管理者 | 渡辺 登美子 | まちづくり推進室長 | 坂森 誠二 |
| 総務課長 | 深川 正美 | 総務課参与 | 福手 一久 |
| 町民生活課長 | 鈴木 伸哉 | 産業振興課長 | 栗生 貞幸 |
| 施設整備課長 | 大戸 基史 | 地域福祉センター所長 | 須貝 智晴 |
| 総務課総務係長 | 芳賀 真由美 | 総務課財政係長 | 湊 美保 |

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野 毅	学校教育課長	石 森 実
社会教育課長	蓑 島 賢 治	森林工芸館長	五 十 嵐 勝 昭
図 書 館 長	蓑 島 賢 治 (兼)		

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 栗 生 貞 幸 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 深 川 正 美 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長	高 橋 一 史	議 事 係 長	今 西 美 紀 子
臨 時 事 務 職 員	中 田 美 紀		

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成30年第6回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって5番 阿部光久議員及び6番 岩藤孝一議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第53号から議案第58号。
- ・ 同意第2号。
- ・ 認定第1号から認定第7号。
- ・ 報告第9号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第10号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

9番 嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔登壇〕 北見地区消防組合議会結果報告。去る、平成30年7月17日招集の第2回臨時北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

はじめに、会議録署名議員の指名を行い、会期を7月17日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は、3件であります。

議案第1号 平成30年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ2,948万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億7,448万円といたすもので、置戸町関係分については、繰越金の175万8,000円を追加調整し、退職消防団員4名分の退職報償金173万

4, 000円を計上いたしました。

議案第2号 北見地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例については、防火管理業務適正化及び消防用設備等の設置促進を目的として、違反対象物の公表制度に係る規程を新たに条文に追加したものでございます。

次に、報告第1号 専決処分については、北見市広明町で発生いたしました草刈り作業中、飛び石により相手方車両の助手席側最後部サイドガラスを損傷させたものに係る賠償につきましては和解が成立し、規定により報告するものです。

以上、議案第1号から報告第1号まで、一括して辻管理者から提案理由の説明がなされ、その後、議案に対し質疑・討論を行い、原案のとおり可決・承認いたしました。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成30年9月12日、報告者、嘉藤均。

○佐藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月14日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○佐藤議長 日程第3、町長から行政報告の申出があります。

発言を許可します。

町長。

○井上町長〔登壇〕 行政報告を3点申し上げます。

はじめに、9月6日、午前3時8分頃、胆振地方中東部を震源地として発生した、マグニチュード6.7、最大震度7の平成30年北海道胆振東部地震は、震源地近くの自治体では41名の死者、さらには道内の負傷者は670人を超える人たちが被災されました。また、家屋等の建物被害も甚大であり、今も2,000人近い人が避難しております。お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。同時に、負傷者のご回復、また、地域の復旧がなされ一日も早い日常生活に戻ることを願うところであります。

この地震により全道一円で発生した大規模停電に対して、本町の対応について報告申し上げます。

9月6日、地震発生後の午前3時49分、北海道電力から停電発生連絡を受け、4時10分、防災担当職員が登庁いたしました。その後、水道施設の異常警報により水道担当職員が登庁し、状況把

握とともに庁舎発電機の設置を行い、電話通信の確保を行いました。また、学校や福祉施設の状況確認、関係機関への通報連絡及び上下水道施設等の電源、貯水確保等の応急対応を行いました。午前6時45分に防災メールで地震による停電発生を発信し、午前8時30分、この停電が長時間に及ぶ恐れがあると判断をいたしまして、午前9時に災害対策本部を設置いたしました。関係機関との連携を図り詳細な情報収集とともに、防災無線や広報車等による住民への情報発信を指示いたしました。午後に第2回目の対策本部会議を開催し、町内の在宅酸素吸入者等の安全確保から、地域福祉センターに自主避難所の開設を決定し、24時間体制での対応を図りました。翌7日、午前3時56分に一部で停電が復旧しましたが、依然790戸の停電が続いたため、午後1時30分の対策本部会議で、一人暮らしの高齢者等の安否確認の徹底と地域全体の停電が続いていた勝山地区において、勝山公民館を自主避難所とするよう決定し、夜間対応を実施いたしました。7日、午後10時32分、北海道電力から置戸町全域の停電復旧の連絡を受け、すでに避難所が全員帰宅していた勝山公民館の自主避難所を午後11時に閉鎖いたしました。なお、地域福祉センターは、翌朝最後の避難者が帰宅するまで継続開設し、8日、午前8時に閉鎖をいたしました。この間の自主避難所への避難者数であります。地域福祉センターは、延べ56名。うち携帯電話の充電目的が40名であり、勝山公民館は10名。うち携帯電話の充電目的が1名でありました。そうしたことから、今後、携帯電話等、通信機器への対応の必要性を感じているところでもあります。8日、午前8時30分、第5回対策本部会議を開催し、水道の供給状況や町内施設の運営状況を確認して、午前8時40分、災害対策本部を解散いたしました。

この間、町民に向けた情報伝達ではありますが、防災無線放送は地区別放送を含めまして8回。防災メールで11回。広報車運行を4回行いました。特に、防災無線はデジタル化整備以降、初の運用になりましたが、設置されているスピーカーの方角、音量等の工夫や改善点が少しあるように思いました。反面、自治会長さんなどからの情報提供や商工業者の非常用燃料の確保等の協力、関係機関との連携等、多くのご協力に感謝を申し上げます。

また、本部解散にあたり、防災所管に対し今回の災害関連に対しての課題や問題点を検証するように指示したところでもあります。

次に、停電による断水であります。12世帯で発生いたしました。飲料水のポリタンクでの配付を行うとともに、老人ホームや営農用水施設等へ延べ19回の消防タンク車による給水対応を随時行いました。また、民生委員等を通じて、一人暮らし高齢者や要支援者の安否確認や職員の戸別訪問を実施いたしました。停電による被害は、生乳の廃棄や商工業者の営業休止、材料廃棄等の報告を受けていますが、その被害額は現在調査中であります。今回の多くの犠牲者を出した、震源地での倒壊家屋から近所の人々の発見救助で命が助かったと涙ぐむ被災者のテレビ報道を見て、災害発生時には住民の助け合いや協力、参画がなければ被害の拡大防止や最小化、住民の安心、安全が守れないことが明らかであると改めて確信したところでもあります。今後とも、自助、共助、公助のそれぞれが持つ重要性を認識して、防災対策の充実、効果的な組織作りを推進してまいります。

また、電力不足による再停電が懸念されておりますことから、町民の皆様には引き続き節電へのご協力をお願いいたします。

次に、2点目の9月1日現在の農作物の生育概況について申し上げます。

本年は雪解けも早く、4月下旬から5月上旬にかけても、平年より高い気温が続いたことから、作付作業も順調に進み、各作物とも初期生育は良好に推移いたしました。しかし、6月中旬から7月にかけて、低温、長雨、日照不足が続き、各作物の生育状況が一変いたしました。さらには、7月中旬より、高気圧に覆われ、猛暑による干ばつ、8月には例年の2倍を超える降雨があり、全作物に大きな影響を受けました。8月後半から本格的な収穫作業を迎えていますが、降雨による影響から全体的に収穫作業が遅れ気味となっております。今月、10日には議員の皆さんと作物の生育状況を見て回りましたが、9月1日現在の主要作物、農作物の生育状況はお手元の資料のとおりであります。その概況を申し上げたいと思います。

最初に、秋まき小麦ですが、前年秋には平年並みに播種作業を終え、融雪後の生育も順調に経過し、起生期、幼穂形成期ともに平年より2日から4日早く、止葉期は、ほぼ平年並となりました。しかし、6月中旬以降の長雨により、成熟期は平年より2日遅れましたが、収穫時の天候にも恵まれ、登熟日数は十分に確保でき、収量は反収当たり、昨年より59キロ多い、602キロとなっております。なお、なまぐさ黒穂病は、昨年につき、本年7月に実施した全筆調査では確認されませんでした。

春まき小麦は、雪解けも早く作業も順調に進み、平年より7日早く播種作業を終えました。その後、6月中旬から7月の天候不順により、生育が緩慢となり、平年より3日遅れて成熟期を迎えましたが、収量は反収当たり、昨年より83キロ多い、454キロの見込みとなりました。

ばれいしょは、植付作業も順調に進み、萌芽期も5月30日とほぼ平年並となりました。その後、6月の低温・多雨の影響で、着蕾期以降は、開花期が4日遅れと生育は若干遅れ気味となりました。収量は、8月9日と平年並みに始まり、品質状況は小玉傾向で、収量もやや少ない見込みとなっております。なお、ジャガイモシストセンチュウの植物検診、シロシストセンチュウの抵抗性品種の作付なども実施し、全筆検診の結果、本年も新たな発生は見られませんでした。

次に、てんさいについて申し上げます。移植栽培は、育苗、移植時期ともに天候に恵まれて、平年より7日早く作業は順調に進みました。褐斑病やヨトウガ食害等の防除作業も適宜実施でき、根腐れ症状は少なく発生は終えられています。作況圃における根周は、現在34.1センチと生育は順調に進んでおります。直播栽培においても、播種作業が順調に終了し、平年より3日程度早い生育となり、作況圃における根周も現在30.9センチと、ほぼ平年並となっております。

高級てんさいは、播種、発芽とも平年より3日早まりました。天候不順の影響により、開花期は3日遅れとなりましたが、概ね平年並みの生育で推移しております。

たまねぎは、播種作業が順調に進み、平年より3日程度早まりました。移植作業は好天に恵まれ、4日早く始まりましたが、後半は天候の影響により、5月17日と平年より3日遅く終了いたしました。その後の生育は、6月後半からの天候不順により、平年より倒伏と枯葉が進み、球径も7センチと平年より1.2センチ小さく生育の遅れが見られます。

次に、牧草の1番草は平年より5日から6日早く順調に生育し、収穫作業は2日早く始まりましたが、6月中旬からの長雨により、全体の6割程度で収穫が進まず、平年より14日遅れて収穫作業を終えました。収量は平年並を確保しましたが、刈り遅れによる栄養価の低下が懸念されます。2番草の成長は、平年より3日早く草丈はやや高めとなっております。

飼料用とうもろこしは、播種作業も好天に恵まれ、昨年より6日早く順調に進みましたが、6月の

霜の害により生育が停滞し、草姿は小さい傾向となっております。生育はほ場間格差が著しく、雄穂抽出期で4日、絹糸抽出期で3日遅れ、乳熟期は8月31日となっております。平年より7日遅れて推移しております。

以上申し上げます、農作物の生育概況の報告といたします。

3点目は、置戸町内における国及び北海道の直轄事業についてであります。

はじめに、網走開発建設部北見道路事務所が所管しております事業として、一般国道242号の維持補修工事で4件及び秋田橋の拡幅工事で1件の合計5件。1億6,464万円であります。北見河川事務所所管の常呂川維持工事で4件。3,180万円。合わせまして9件で、1億9,644万円で維持補修が進められております。

次に、北海道関係でオホーツク総合振興局、網走建設管理部が所管する事業であります。本別留辺蘂線の改良工事で2件。維持補修工事で2件の合計4件で、6億5,857万3,000円。河川関係は、仁居常呂川災害復旧工事で1件、3,720万円となっております。道路、河川合わせて5件で、6億9,584万4,000円で工事が進められております。

次に、総合振興局林務課が所管する事業であります。置戸地区復旧治山工事で1件、小規模治山工事で2件、合計3件で4,255万9,000円で工事が進められております。

最後に、中部耕地出張所の事業につきましては、農地整備事業畑地帯担い手育成型の事業ですが、これによる面整備工事、道路改良工事及び用地買収費で、合わせまして合計7件、2億9,216万3,000円で事業が進められております。以上、国及び北海道の直轄事業は全部で24件、総額で12億2,700万7,040円で事業が進められております。

なお、昨年度は30件、総額11億9,874万6,000円でしたので、事業費ベースで前年度対比、102%。金額で2,826万円の増額であり、ほぼ前年並となっております。

以上、3点を申し上げ行政報告といたします。

○佐藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 一番最初の停電の対応についてということでお伺いいたします。町長の方から詳しく災害本部を立ち上げた、また、それを開催したというところまで説明をいただきました。その災害の状況っていうのは、随時防災メールによって登録されている方には、どの範囲が今停電になっていると。あと、また避難所を開設したという情報は、その都度しっかりと伝わっていたというふうに思います。ただ一つだけ残念なのはですね、町のホームページには、一切その辺りの情報は掲載されませんでした。リンクしてある情報メールというボタンを押すと、現状での状況っていうのは出てくるのですが、なかなか見つけにくいような状況でありました。町内の方がスマホなりを利用して役場のホームページにアクセスすると、ああいう非常時ですから、トップ画面に今の状況っていうのは詳しく載せるべきだろうなというふうに今回切実に感じました。また、そういうことによって町外の方が置戸町の人たちの状況っていうものを把握できる、見るができるということにも繋がると思いますが。置戸町内の情報メールだけを登録している人には情報が伝わるけれども、町外の方が心配してくれる、あるいは、案じてもらえるというようなことには、なかなか繋がらなかったのかなというふう

に思います。そういった意味も込めまして、町のホームページ、今他所の町村でも話題になってますけれども、担当職員の方の忙しい最中だと思いますけれども、そういう情報っていうものは、逐一公開していただきたいなと思いますが、町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 ご意見、そのとおりだと思います。私のところにも関西の神戸の方から何人かの方が電話きまして、そっちはどうなんだいというようなこともありました。おっしゃる通り、やはり町のホームページをご覧になって、その状況を離れている人たちは特に注意深く見守ってくれているんだろうなというふうに思います。そうした意味では、今後気を付けたいなというふうに思います。ただ今回の場合、特に広報の担当者も現場の方で置戸町民に今の状況を的確に伝えていくということに追われてしまいまして、ちょっとホームページの方まで気が回らなかったということかもしれません。気を付けたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 議案第53号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から

◎日程第 9 議案第58号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)まで

————— 6件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第4 議案第53号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から日程第9 議案第58号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの6件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第53号は、平成30年度置戸町一般会計補正予算(第3号)でございます。また、議案第58号は、平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)であります。それぞれ、この間の議案の説明については担当課長より申し上げますが、最初に総務課長から補正予算の関係について説明をさせます。

〈議案第53号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 まず、議案第53号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第3号)。

総務課長。

○深川総務課長 議案第53号について説明いたします。

平成30年度置戸町一般会計補正予算(第3号)。

平成30年度置戸町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,682万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,704万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正については、別冊の平成30年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）で説明いたしますので、事項別明細書、6ページ、7ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

〈議案第54号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 次に、議案第54号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

町民生活課長

○鈴木町民生活課長 議案第54号についてご説明いたします。

議案第54号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,868万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,188万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）で歳出より説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第55号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）〉

○佐藤議長 次に、議案第55号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第55号についてご説明いたします。

平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ788万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,829万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第56号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 次に、議案第56号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。
総務課長。

○深川総務課長 議案第56号について説明いたします。

平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ960万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正については、別冊、平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）で説明いたしますので、事項別明細書、4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩	10時39分
再開	11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第57号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）〉

○佐藤議長 議案第57号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第57号の説明をいたします。

議案第57号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,109万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,299万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第58号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）〉

○佐藤議長 議案第58号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）。

総務課長。

○深川総務課長 議案第58号について説明いたします。

平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,235万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正については、別冊の平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）で説明いたしますので、事項別明細書、4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

○佐藤議長 これで、議案第53号から議案第58号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第10 同意第2号 置戸町教育委員会委員の任命について

○佐藤議長 日程第10同意第2号 置戸町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました、同意第2号は、置戸町教育委員会委員の任命についてでございます。

本町教育委員会委員、柏原勝氏は、平成30年9月30日付をもって任期満了となるので、後任に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

後任の方ですが、住所は、常呂郡置戸町字安住310番地の3。氏名は、篠原正美氏でございます。生年月日は、昭和32年12月27日生まれでして、現在、満60歳でございます。

篠原正美氏について、経歴等について簡単に申し上げます。昭和51年3月に北海道美幌高等学校の酪農科を卒業されまして、直ちに父親の経営する農業に従事をいたしまして、昭和62年に父親の清光さんから経営移譲を受けまして今日まで経営されてきたわけでありましたが、今では、肉牛農家としての確固たる基盤を作り上げたわけでありまして、そして、今は篠原牛と言われるようなブランド名として多くの人たちに認められる、そうした肉牛農家であります。また、平成30年には、息子さんの正博さんに経営移譲をいたしまして、息子さんの片腕というようなことで農業をやっていらっしゃる方でございます。

主な公職歴等ではありますが、平成9年の4月から11年まで勝山公民館の運営審議会委員、平成9年の5月から10年の4月まで学校給食センターの運営委員会の委員、また、平成9年の4月からは勝山小学校のPTA会長等を務められております。また、平成17年の7月から平成29年7月まで

農業委員を4期12年間務められておりますが、この間、平成23年7月からは、2期6年間、農業委員会の会長として活躍をされたわけであります。同意についてよろしくご審議いただきまして、同意いただきますことをお願い申し上げまして、私からの説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略いたします。

これから、同意第2号 置戸町教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第2号 置戸町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第11 認定第1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

◎日程第17 認定第7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第11 認定第1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
日程第17 認定第7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました認定第1号は、平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。また、認定第7号は、平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。この間のそれぞれの歳入歳出決算の認定についてまで、内容につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 認定第1号から認定第7号について説明いたします。

平成29年度の各会計決算につきましては、6月30日会計管理者より提出があり、内容を精査の上、関係書類を添えて7月24日監査委員の審査に付したところ です。8月31日、監査委員より審査意見書が提出されましたので、地方自治法第233条第3項の規定により今定例会に提案し、議会の認定に付するものでございます。

次に、お配りしました資料ですが、青色の表紙のものは、平成29年度置戸町一般会計・各特別会計の決算書です。政令で定める付帯資料としまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する

調書を会計ごとにまとめ、183ページからは財産に関する調書、195ページからは基金運用調書を添付しております。このほかに、別冊で法に定める資料といたしまして、各会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書・監査委員の審査意見書、参考資料といたしまして、うぐいす色の表紙の平成29年度一般会計・特別会計決算に関する説明資料及び事務報告書を添付しております。

〈認定第1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について〉

○深川総務課長 それでは、認定第1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

一般会計・特別会計の決算状況を各会計毎の実質収支に関する調書で説明いたしますので、青色の表紙の平成29年度置戸町一般会計・特別会計決算書、82ページをお開きください。

一般会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額43億9,871万円、歳出総額42億3,551万1,000円、歳入歳出差引額は1億6,319万9,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額2,201万4,000円及び事故繰越繰越額1,297万2,000円の計3,498万6,000円を差し引いて、実質収支は1億2,821万3,000円となります。実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は9,000万円とし、減債基金に積みました。残りまして3,821万3,000円は、平成30年度に繰り越しいたしました。

以上で、認定第1号の説明を終わります。

〈認定第2号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○深川総務課長 続きまして、認定第2号について説明いたしますので、決算書、108ページをお開きください。

認定第2号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

国民健康保険特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5億4,939万6,000円、歳出総額5億4,098万9,000円、歳入歳出差引額は840万7,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支は、840万7,000円となります。実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は500万円とし、国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立てました。残りまして340万7,000円は、平成30年度に繰り越しいたしました。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

〈認定第3号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○深川総務課長 続きまして、認定第3号について説明いたしますので、決算書、120ページをお開きください。

認定第3号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5,115万8,000円、歳出総額5,113万8,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は2万円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、2万円は平成30年度に繰り越しいたしました。

以上で、認定第3号の説明を終わります。

〈認定第4号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○深川総務課長 続きまして、認定第4号について説明いたしますので、142ページをお開きください。

認定第4号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億3,479万2,000円、歳出総額3億2,411万7,000円、歳入歳出差引額は1,067万5,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支は1,067万5,000円となります。地方自治法第233条の2の規定により、基金繰入額を全額の1,067万5,000円とし、介護給付費準備基金に積み立ていたしました。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

〈認定第5号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○深川総務課長 続きまして、認定第5号について説明いたしますので、154ページをお開きください。

認定第5号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護サービス事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額並びに歳出総額は、いずれも1,763万円となり、歳入歳出差引額及び実質収支は0円となります。

以上で、認定第5号の説明を終わります。

〈認定第6号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○深川総務課長 続きまして、認定第6号について説明いたしますので、168ページをお開きください。

認定第6号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

簡易水道特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5億5,865万3,000円、歳出総額5億5,861万2,000円、歳入歳出差引額は4万1,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は4万1,000円となり、平成30年度に繰り越しいたしました。

以上で、認定第6号の説明を終わります。

〈認定第7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○深川総務課長 続きまして、認定第7号について説明いたしますので、決算書、182ページをお開きください。

認定第7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

下水道特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億115万9,000円、歳出総額2億115万1,000円、歳入歳出差引額は8,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支は8,000円となり、平成30年度に繰り越しいたしました。

以上で、認定第1号から認定第7号までの説明を終わります。

○佐藤議長 これから、認定第1号から認定第7号までの質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、認定第1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第2号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第3号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第4号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第5号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第6号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも置戸町議会委員会条例第4条の規定によって、4人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成29年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成29年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも4人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、決算審査特別委員会委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条の規定によって、6番 岩藤孝一議員、7番 小林満議員、8番 石井伸二議員、9番 嘉藤均議員、以上4人の議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました決算審査特別委員会委員に申し上げます。

本日の会議終了後、議員控室において第1回決算審査特別委員会を開催し、委員長との互選を行うよう、置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により口頭を持って通知します。

◎日程第18 報告第9号 平成29年度置戸町財政健全化及び 経営健全化の比率について

○佐藤議長 日程第18 報告第9号 平成29年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

総務課長。

○深川総務課長 報告第9号について説明いたします。

平成29年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成29年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告となりますが、財政健全化の比率、経営健全化の比率、監査委員の平成29年度財政健全化及び経営健全化の審査意見について説明いたします。

1の財政健全化の比率についてですが、平成29年度において健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率についての数値はございません。実質公債費比率が6.6%となり、前年度より0.1%下がりました。なお、自主的な財政再建計画などが義務付けられる早期健全化基準は、それぞれの欄に記載のとおりでございます。

2の経営健全化の比率についてですが、簡易水道特別会計、下水道特別会計ともに資金不足比率の数値はありません。なお、経営健全化計画を定めなければならないとされる経営健全化基準は、それ

ぞれの欄に記載のとおりでございます。

3の監査委員の平成29年度財政健全化及び経営健全化の審査意見につきましては、別紙のとおり審査意見書に記載されておりますが、いずれも是正改善を要する事項の指摘はございませんでした。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済とします。

◎日程第19 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第19 報告第10号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 監査委員が平成30年6月25日、7月24日及び8月20日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおり検査報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日は、これで散会します。

散会 11時32分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長 高橋 一史が記録、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番

平成30年第6回置戸町議会定例会（第2号）

平成30年9月13日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第53号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第54号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第55号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第56号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第57号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第58号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 決議案第1号 事務検査に関する決議
- 日程第10 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第11 意見書案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する要望意見書
- 日程第12 意見書案第8号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める要望意見書
- 日程第13 意見書案第9号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書
- 日程第14 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第53号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第54号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第55号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第56号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第57号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 8 議案第 58 号 平成 30 年度置戸町下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 決議案第 1 号 事務検査に関する決議
- 日程第 10 意見書案第 6 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第 11 意見書案第 7 号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する要望意見書
- 日程第 12 意見書案第 8 号 教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める要望意見書
- 日程第 13 意見書案第 9 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書
- 日程第 14 議員の派遣について

○出席議員（10名）

1 番	前 田	篤 議員	2 番	澁 谷	恒 壺 議員
3 番	高 谷	勲 議員	4 番	佐 藤	勇 治 議員
5 番	阿 部	光 久 議員	6 番	岩 藤	孝 一 議員
7 番	小 林	満 議員	8 番	石 井	伸 二 議員
9 番	嘉 藤	均 議員	10 番	佐 藤	純 一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	井 上	久 男	副 町 長	和 田	薫
会計管理者	渡 辺	登 美 子	まちづくり推進室長	坂 森	誠 二
総務課長	深 川	正 美	総務課参与	福 手	一 久
町民生活課長	鈴 木	伸 哉	産業振興課長	栗 生	貞 幸
施設整備課長	大 戸	基 史	地域福祉センター所長	須 貝	智 晴
総務課総務係長	芳 賀	真 由 美	総務課財政係長	湊	美 保

〈教育委員会部局〉

教 育 長	平 野	毅	学校教育課長	石 森	実
社会教育課長	蓑 島	賢 治	森林工芸館長	五 十 嵐	勝 昭
図 書 館 長	蓑 島	賢 治 (兼)			

〈農業委員会部局〉

事務局長 栗 生 貞 幸 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 深 川 正 美 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 高 橋 一 史

臨時事務職員 中 田 美 紀

議事係長 今 西 美 紀 子

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって7番 小林満議員及び8番 石井伸二議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

9月12日に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長にありましたので報告します。

決算審査特別委員会の委員長には岩藤孝一議員、副委員長には嘉藤均議員が互選されました。

その他の事項については、事務局長から報告させます。

事務局長。

○高橋事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

- ・決議案第1号。
- ・意見書案第6号から意見書案第9号。
- ・議員の派遣について。

本日の説明員は、前日の名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは町長に一般質問をいたします。昨年度、参議院の厚生労働委員会の質問を受け、文部科学省は全国の各自治体教育委員会における学校給食費の無償化等の実施状況を初めて調査し、本年7月27日付けでその調査結果を公表しました。同じくこの調査の公表の内容につきましては新聞でも報道されたところであります。

この調査結果によりますと、北海道内においては全179自治体のうち、小学校中学校ともに無償化を実施しているところは15の自治体。それから小学校のみの自治体が三笠市1自治体。中学校のみはありませんでした。その他一部無償化、または一部補助を行ってる自治体が道内では43自治体

があり、合わせますと全道で59の自治体を実施しており、道内全体自治体の1/3の自治体が何らかの方策で学校給食費の支援を行っていることが判明いたしました。全国的に見ますと、無償化を実施している自治体の規模ですが、実施している93%の自治体が町村で、これらの町村の人口がすべて人口3万人未満ということでもあります。このうち1万人未満の自治体が73%を占めているのがわかりました。要するに小規模自治体、つまり人口が少なく、児童生徒数の少ない自治体においては実施率が高いことがわかりました。

ちなみにオホーツク管内においては15ある町村中ですね、平成27年度に小清水町が、同じく平成28年度に西興部村と大空町が、そして平成29年度に清里町と雄武町の合わせて5町村、管内の1/3が実施するということでもあります。また、隣の十勝管内の陸別町、足寄町においても平成27年度から実施していることがわかりました。給食費の無償化などの実施の理由は言うまでもなく父兄、保護者の経済的な負担の軽減と児童生徒がいる家庭の支援ということは当然であります。一方で地域や自治体の少子化対策、あるいは地方創生総合戦略に伴う定住転入促進など、人口減対策によるものも挙げられております。

このような全国的、全道的な潮流や動きの中で、本町においても保護者父兄に対する義務教育費の負担軽減はもとより、人口3,000人を切った今、一人でも多くの人が本町に定住されることを含め、実施に向け、今後前向きに検討すべき事案だと思いますが、町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 学校給食費の無償化と保護者の負担軽減についてということではありますが、議員の方から管内の状況、また道内の無償化しているところ、あるいは一部無償化なり補助しているところ、お話がありました。そのことについては特に重複を避けたいというふうに思っておりますが、文部科学省が平成29年度に学校給食費の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況調査を行っているを行いました。これによりますと、今議員の方からお話がありましたように、道内では小学校、中学校とも無償化というのが15の自治体。また、一部無償化、または一部補助というのが43自治体。小学校のみの無償化が1自治体ということでありまして、合わせますと59の自治体が保護者負担の軽減を図るということから実施していることが本年7月に発表されたわけでもあります。

ご承知のように、学校給食法によりますと、学校給食費は給食センターの運営費及び施設管理費を除いた金額、つまり食材費とそれにかかる経費を保護者が負担するということになっているわけがあります。本町の給食はご承知のように地産地消を基本にした食材、あるいは添加物を使わない調味料を用意して使うと。そして発育に適した栄養バランスの良い美味しい給食をずっと目指しているわけがあります。

一食あたりの給食費は小学生が248円、中学生が282円と決めておりまして、平成26年度に値上げして以来5年間据え置いております。保護者の方からはこの金額でこれだけ質の良い給食が食べられるということについて大変喜ばれております。しかしながら、ご承知のように近年原材料の高騰あるいは輸送費の増加分が食品に転嫁されているわけではありますが、寄付をしてくれている食材の活用だとか、あるいは予算の効果的な執行に努めて、これらはできるだけ解消をしようということで努力をしているところであります。

ここで就学児童に対する町の支援ということではありますが、経済的に負担が困難な世帯には就学援

助費として給食費を援助しております。また、義務教育費では小学校、中学校への教材予算を他の自治体と比べて手厚くしているというふうに思っております。

学習支援員あるいは特別支援員の配置によって、学力向上や学習の環境と言いますか、学習環境の向上への支援も他の自治体と比較しまして置戸についてはかなり充実した内容のものであるというふうに自負をしているところでもあります。また、放課後対策では放課後児童クラブの支援員を増員するなどいたしまして、受け入れ体制を充実させ、学習あるいは生活面に対しての支援を行っているところであります。

ご質問の給食費の無償化についてであります。無償化によって当然ながら新たな財源確保が必要であることや、そのことによる食育への関心の低下に繋がっていくんじゃないかと、無償化を当然とする意識の高まり、そうしたことも懸念材料としてあるであろうというふうに思います。

確かにおっしゃるように保護者の負担ということ言えば、議員がおっしゃられることもそのとおりであるというふうに思いますが、もう一面では、今申し上げたようなことにも繋がっているということを確認しておく必要があるだろうと、こういうふうに思っているわけでありまして。

現時点ではこれまで同様に食材費の実費程度のご負担をいただきながら運営していくことが至当と思っております。これまで以上に食育の充実とともに、児童生徒の学習環境の一層の充実に今後とも努めてまいりたいと思っておりますので、そうしたことも併せてご賢察のほどいただきたいと、このように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 総体的に、置戸町の義務教育に対する支援と言いますか、そういったものについては、他と比較して大きなものがあるということと、実費程度の負担は今後とも願いたいというような町長の回答だったと思います。もちろん財源の問題がないわけではないですし、そういうこともですね、一つの材料になってるということも事実でありまして、現実的にですね、本町の学校給食の現状を若干ちょっと振り返ってみますと、給食費で小学生でも年額ですけど49,600円、中学生で56,400円、3年生が若干授業日数の関係で少ないんですけど、そういう年間の給食費になっております。

そんな中でですね、児童生徒、家庭にですね、児童生徒がですね、2人ですとおよそ年間10万円。3名ですと15万円程度ですね、家庭の負担があるということが事実であります。そんな中でですね、あの今後ですね、少子化対策だとか、あるいは子供の出生率を高めるとか、いろんなことがですね、国あるいは自治体でも取り組んでいるわけですが、これらのことを着眼していきますとですね、今の財源対策の話もありましたけど、この無償にした場合ですね、町の収入源がいったいどうなるんだっていうことを若干私の範疇で試算しておりました。

本年度の一般会計の歳入の給食費の収入の予算はおおよそ1,440万円見込んでおります。これは当然あの置戸高校の生徒の分、あるいは小中学校の教職員の分も含めてですね、児童生徒の分も含めて総額1,440万円の収入を見込んでいるわけですが、これは全部ゼロになるということではなくて、あくまでも今言ったように、高校生だとか教職員の分は除いた部分ですね、小学生、中学生を試算していきますとですね、これは5月1日現在の学級編制の見込み数ということで30年度の予算資料に載ってる数字で試算してみました。小学生が108名、現在は若干増減があると思います。

中学生が48名、合計156名となっております。この小学生の108名分の年間49,600円を乗じますと535万数千円ということで、中学生で48名の年間56,400円を乗じますと270万円ちょっとということでございます。合わせますと800万円強ということになっています。

あの財源の問題からいきますとですね、あるいは教育費全体、それから一般会計全体の支出の中から見た中ではですね、まあそれほど大きな財政負担にはならないのではないかと、そんな見方ができるのではないかと考えております。

ただ、あの限りなくですね、まあなんでもかんでも無償にすればいいということではないと思いますし、あの父兄負担っていうもののあるべき姿だとか、いろんな議論することはあると思うんですが、ただやはり今後ですね、2人、3人あるいは4人の子供さんがいる家庭もあるかもしれませんが、そういったことを含めると、やはりこの給食費の負担っていうのは何らかの形ですね、一定程度の踏み込んだ軽減措置と言いますか、町の支援というのが必要ではないか、そういうふうには私は考えております。

もちろん他の事務事業等の見直しとか、あるいは緊急性だとか、そういったものを勘案しますと、義務教育っていうのはまあ市町村のですね、今やらなくてもなんないってそう言ったことですので、ぜひこの辺についてはですね、もう一步踏み込んでですね、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程もちょっと申し上げましたけれども、保育環境あるいは教育環境っていうのは、あの置戸町は相当なレベルに私はあるというふうに思っております。それは総合的な話ですけどもそう思ってます。

今の給食費のことについての負担って言いましょうか、お話がありました。800万円強というお話でしたけども、私も今頭の中でいろいろやって840万円ぐらいかなと思ってましたんで、佐藤議員の800万円情報がより精度が高いというふうに思いますので、まあ、そんなとこだと思います。

金額だけのことを言えば、あのそれほどの負担感というものではないというふうに思います。ただ無償化っていうふうについて言えば、やはりスタートさせれば、やはりそれは続くというふうに思っていなきゃならないと思います。それが行政としての継続性であり、責任だっていうふうに思います。それだけに無償化にするということは制度設計もきちんとしなければならぬということが言えると思います。当然アレルギーを持っているがゆえに弁当を持たせているという家庭も多分あると思います。そうしたことも含めて考える必要が当然出てくると思います。それと先程申し上げましたように、無償化することによっての懸念材料って言いますか、そういうことも申し上げたわけではありますが、重複は避けたいと思います。

そんなことを考えていった場合に、その義務教育に対する町としての姿勢っていうのは当然ながらあると思います。限りなく負担は、親御さんの負担というのが極力小さなものになっていくように行政としてもその努力をしなきゃならないというふうに思ってますが、先程来申し上げているように、いろんな形で支援してるという内容についてやはりきちっと整理をし、それでなおかつ給食費の問題についていかななものかということになれば、これまた議論する、検討する余地はあるんだろうというふうに思います。しかし、多くの全国的に言えば、また道内の中でいっても、なかなかこの無償化に慎重にならざるを得ないというか、そういうような自治体もたくさんあるということも合わせて考

えていく必要があるだろうと、そんなふうに認識しています。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 町長が今言われたとおりですね、総合的な判断と各町各町がですね、自治体それぞれですね、いろんな温度差と言いますか、教育に対する支援はそれぞれ個々にあるということで、置戸町は置戸町の精一杯の義務教育に対する予算と言いますか、公費を注ぎ込んでるんだ、費やしているんだというそのことも十分に承知しています。

それで一度にですね、小学生、中学生100数人を無償化するっていうことは、それは父母にとっては大変ありがたいことではあると思うんですが、先程紹介しましたけども、この調査の中にありましたけれど、一度にそういったことが無償化できなければですね、別の方向として段階的なですね、方法も選択肢の一つにはないかということでもあります。

この文科省の調査の中身はですね、無償化と並行してですね、一部無償化、一部ですね、全部でなくって一部。これがですね、全国で119の自治体に取り組んでいます。この中身はどんなことかと言いますと、まあ第2子以降は子供さんが2人いてですね、まあ2人、3人いて、まあ2子以降ですね。だから2番目、3番目の子供さんは無償にするとか、上の1番目の方は有償、そんな取り組みの自治体がですね、第2子以降は無償もしくは第3子以降は無償という、そういう一部無償化を取り込んでる自治体も中にあるということと、例えばひとり親家庭の児童生徒ですね、そんな子供さんには無償にしているという、そういう取り組みの事例もあります。

それから一部補助と言いますと、どんなことかと言いますと、児童生徒に対してですね、全児童生徒に対して一部の補助ですから。5割補助だとか3割補助だとか、あるいは多い場合はその7割補助だとか、いろいろ補助率にはあると思うんですが。そう言った部分的な補助ですね、一部補助、あるいはそれに基づいてですね、補助対象者をですね、第2子以降の子供にするとか、あるいは第3子以降の子供に適応するとか、そういった一部補助のですね、自治体が全国で311あるということでありました。

もうそんなことを考えますとですね、まあこれはいろいろあの現場の方、教育委員会の方でも議論する課題だと思うんですが、そういった取り組みに対してですね、全国の動きに対してですね、わが町はどんな方策がいいかということですね、まず議論していただきたいなって、そういう思いであります。いっぺんにですね、急に来年からですね、すぐにやれということではなくて、そういった方向に向けてですね、一つの議論と言いますか、検討と言いますか、そういうことをぜひやっていただきたいなと思っております。

あのこれは先程申しましたように、全国的には単純にその何て言いますか、父母の負担を軽減するというだけではなくて、平成27年度から入りましたまち・ひと・しごとですか、地方創生総合戦略の中にですね、どうやってその人口減対策をとるか。そういったことを考えた時に一つの方策って言いますか、アイデアとして、こういったことも生まれたんではないかと思うんですね。まあ隣の町との差別化において、いやいや置戸町の学校、小中学校に通えばですね、給食費などは手厚い支援があるから、その間でも置戸に移り住んでですね、ここで子供を教育させようとかかね、いろんな方策があると思うんです、考え方が。そんなことですね、ぜひですね、総合的な食育っていう教育の重要な一環でもあるんですが、そういったことを総合的に判断してですね、教育委員会制度も若干

変わりましたんですけれども、町長も意見を言える立場、意見を言えるというか、委員会の上に町長が言う立場に、制度も変わってきましたんで、ぜひその辺のことをですね、議論していただいてですね、あのできるだけですね、あの父母の負担をですね、軽減するような方策をですね、今後検討していただきたいと思いますが、その辺の考え方を、見解を伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 無償化にしようという立場に立って論点整理をすると、佐藤議員おっしゃられることになっていくんだろうというふうに思います。ただですね、小学校の改築って言いましょうか、新築する時に、給食センターをどうするかという議論をしたんですよ。確か、4億円近くかかったと思うんですよ。その時にやっぱり学校給食っていうのは非常に重要なことだと、大切な要素としてあるということに落ち着きましたね。いろいろ議論していく中で。それで、どうせ学校給食を児童生徒に提供するんだから、まあ自信をもって、その給食を提供しているんだっていうような施設も含めて作ろうじゃないかということで、関係者の人たちのいろんな努力もあって、本当に学校給食の質って言いましょうか、そういうことからすると置戸は立派なものだというふうに言われてると思います。それはいろんな検討した成果としてそこに落ち着いたっていうふうに思います。

ただ、一方ではですね、今申し上げたように、スタートさせる時にそういう議論があって、そして立派な給食施設を作ろうということもやりました。今確かにあの保護者の方からはいただいているお金っていうのは1, 410万円ぐらいでしたでしょうか。ただ、学校給食費にかかるという部分、いわゆる算出の部分でいうと、ご承知のように4, 500~600万円かかっているといます。給食費の1, 410万円でも、実は今少なからず数十万円の赤字があります。これらも吸収してるというのが現実の問題として一方ではあるということです。

そうしたことも考えますと、まあ保護者の方も、よりその無償に近いものを期待するのも知れませんが、実情としてはそういうこともあるんだということでご理解いただければなというふうに思います。また、少子化対策だとか人口減対策だとかの問題については、それも一つの要素としては否定しませんけれども、全体的な、総合的な議論の中で検討する必要があるだろうというふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 あの台所って言いましょうか、いろんな置戸町は置戸町の事情があるんだっていうお話でした。そして、限りなく置戸の学校給食はその高いもので、それなりにお金を投じてるっていう、そういう話も理解いたします。

最後になりますけど、もうこの話がですね、いつまでしても平行線と言いますか、今すぐ結論出る問題がないと思ってますし、非常にこれは高度な政治的な判断と言いますか、町長のそういう判断にもなるかと思えますし、教育委員会の議論も十二分にする必要があろうかと思えますが、あの基本的にはですね、やはりあの教育を受ける権利あるいは教育を受ける義務、そういったものをわれわれ国民は持っているわけですね。それで憲法ですね、趣旨でいうとですね、義務教育はこれを無償とすると。これはあくまでも理念で現実にはそうはなっていません。そういうことについてはですね、いろいろ議論あるわけですが、あの学校給食もですね、食育という観点からするとですね、先程も言われたとおり、教育という非常に大きな責任を持ってるんだということも町長の方からお話がありましたし、それにはたくさんの町費を費やしてることを理解します。ただですね、やはり私どもと言い

ますか、父兄はですね、やっぱり限りなくその無償化と言いますか、義務教育費の負担軽減ですね、努めてほしいと、そういったことですね、あの町の行政側に対してですね、お願いしたいというのが父母の気持ちではないかと思えます。

そんなことでですね、これからも教育委員会委員さんがたの理論だとか、あるいは管内の動きだとか、全国的な動きも含めてですね、この義務教育の負担軽減についてですね、十分議論していただくことをですね、お願い申し上げます私の質問はこれで締めたいと思えますが、それに対して町長のなにか所見がありましたらお願いしたいと思えます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員と基本的な部分は同じだと思います。ただ、なんて言いましょうかね、どこまでその負担をする、あるいはそれを求めていくかということに尽きるんだと思います。まああの教育のことでありますと、これももう終わりが無いって言った方がいいんでしょうか、ゴールが無いって言った方がいいんでしょうか。もうここまでやったからこれでもう100%オッケーなんだっていうものではないというふうに思えます。いろんな形で、またいろんなご意見もあろうかというふうに思えますので、今後ともお聞かせいただければなというふうに思えます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 私の質問は終わります。

○佐藤議長 5番 阿部光久議員。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に質問をしたいと思えます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般非常勤職員の処遇改善についてお伺いしたいと思います。2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時非常勤職員は全国で約64万人とされ、道内では道と市町村で働く臨時非常勤の職員の数は28,552人。割合は北海道で22%、札幌市で13.9%、その他の市で32.4%、町村では34.1%となっています。今や自治体職員の3人に1人が臨時非常勤職員です。職種は行政事務職のほか、保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたっています。また、その多くの職員が恒常的業務についており、地方行政の重要な担い手になっています。

2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が成立しました。新たな一般職非常勤職員である会計年度任用職員は非常勤職員を法的に位置付けるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員と均等待遇が求められることとなります。

置戸町におきましても2020年4月の法施行に向け、運用実態の把握、関係条例規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、置戸町の調査結果、進捗状況、計画等について伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 まず、本町における一般職非常勤職員である会計年度任用職員についての制度創設に向けての取り組み状況と今後の計画ということとなりますけれども、まあ非常に難しい問題だと思います。法律が改正されましたのでね、当然それを守らなければならないという立場ではありますから、基本的にはその法律の遵守って言いましょうか、言わんとするところをきちっと組み込んでいかなきゃならないというふうに思っております。ただ、働く人には働く人のなんて言いましょうか、

希望する形って言いましょうか、そういうこともないというふうには言えないと思います。そんなことで最初に取り組み状況と今後の計画ということについて申し上げたいと思います。

議員もご承知のように、本年の6月の定例議会で制度導入に伴う調査検討、条例やあるいはいろんな規定の整備と一括支援業務の委託経費を追加補正予算として可決をいただきました。その後本町の条例等の例規管理に管理を受託している株式会社ぎょうせい北海道支社に7月5日、この業務を発注いたしました。現在基礎調査に着手しておりまして、来週の18日になると思いますが、臨時職員が配属されている各課長等を集めまして、ぎょうせい株式会社行政の専門研究員、弁護士の方ということになりますが、この専門研究員による制度及び法改正の趣旨、また内容の説明会を開催したいというふうに思います。そこで職員全体でこの問題について共有したいというふうに思っております。

本町には半日勤務あるいはパート労働から日給月給の定期職員と様々な雇用体系での臨時職員という方がいらっしゃいます。63名になろうかと思えます。また、地区公民館の主事のような常勤嘱託職員が9名勤務しております。また、今回の改正法では非常勤の報酬職員等も一部対象になるとされておりまして、合計しますと相当数の職員の雇用条件を見直すということになろうかというふうに思えます。給与を始め、休暇制度あるいは健康保険、こうした雇用条件を明記するための新しい条例の制定だけじゃなくて、関連するその条例改正等を含めた整備が当然ながら必要になってくるだろうというふうに思えます。制度設計には地方自治法やあるいは地方公務員法の遵守はもちろんでありますけれども、財源対策も含めて本町の臨時職員の労働実態あるいは雇用のバランス、それから雇用者の確保といった点、そうした幅広い観点から、この問題は慎重に進めてまいりたいというふうに思っております。

また、これを機会に業務の委託、こうした可能性って言いましょうか、こうしたことも、また直営事業の見直しといったことも併せて検討していく必要があるだろうと、このように思っております。

いずれにいたしましても、新制度の整備あるいは施行に向けては、人材確保や行政コスト面などの多くの課題もありますので、冒頭申し上げましたように法の趣旨って言いましょうか、そうしたこともきちんと認識しながら適切な運用を目指したいと、そのように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 特別変わったお答えではないというふうに思いますし、このことにつきましては置戸町だけがどうか、よその自治体の動きを横目で見ながらってということになるのかなというふうに思っています。

ただですね、いま新しいその法律改正、法改正によるものだけではなくて、現行制度で改善できる事柄というのもあるんだろうなと思っています。2014年7月、総務省から発出をされた臨時非常勤職員及び任期付職員の任用等については、通勤費の時間通勤費や時間外手当についての適切な取扱い、不適切な空白区間の是正、育児など各種休暇制度の整備、業務研修の実施。任期付職員制度の賃金に関しては昇給や経験を踏まえた号給の決定も可能とするなど、処遇改善につながる内容であったわけですが、しかし、2014年、総務省通知の周知が図られているとは全く言い難く、官製のワーキングプアの実態は改善されているとは言えませんし、自治体で働く3人に1人は臨時非常勤職員でありまして、地域公共サービスの安定的な提供に資するために、2020年4月を待たずに処遇改善、雇用の安定を図ってくる必要があると思っています。

また、こうした均等待遇を実現するために、臨時非常勤職員の適正な任用、または勤務条件を確保することを目的とした地方自治法、地方公務員法の改正の趣旨を踏まえ、町財政計画に必要な財源を盛り込むよう町村会等を通じて国に要請するべきと考えますが、いかがでしょうか。町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 一番後段にありました国に向けての要請活動って言いましょうか、これはきちっとやらなければならないというふうに思ってます。特にですね、あのスローガンのこと言いましょうかね、御旗を掲げるんですけども内容が伴ってないという実態が地方にはたくさんあるということです。この実態はやはりきつと国の方に述べていかなければならないというふうに思います。

議員からお話がありましたけれども、自治体職員の3人に1人がその臨時だとか非常勤職員だというような実態は、これは極めて問題が多いというふうに思います。解消しなければならないというふうに思います。ただ、議員もご承知のように、この小さな町においてはですね、公務員のっていうか、そういうところで働いてる人たちの人件費に下敷きになるような、その放置しておくという状況に間違いなくなります。これは絶対避けなければならないことであります。先程来申し上げましたけれども、本町においても臨時職員と言われる方が63名、その他にも数名の常勤の嘱託職員と言いましょうか、こうした人たちがいらっしゃいますけれども、まあ全道の自治体の中で、こういう立場の中で働いてる人たちの処遇としてはかなりいいと思います。かなりいいとは思いますが、いいとは思っても、しょせんはその非常勤なり臨時職員と言われるような身分で働いてるってことです。この辺をどう整理していくかだと思います。

先程来申し上げましたように、専門の方がいらして、今回のこの問題についての内容について詳しくお話されるだろうというふうに思いますし、制度設計にあたってのいろんなアドバイスもしていただけるだろうというふうに思いますので、まあ弁護士の方ということになろうかと思いますが、そうした人たちの意見を十分聞いて、より良い形にしていきたいなと思ってます。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 この法律を改正するにあたってですね、それぞれ参議院、衆議院において附帯決議というものが出されております。ちょっとこれ読み上げますので参考にさせていただきたいと思いますが、政府は次の事項について十分配慮すべきである。会計年度任用職員及び臨時的任用職員について、地方公共団体に対して発出する通知等により再度の任用が可能である旨を明示すること。2番、人材確保及び雇用の安定を図る観点からも、公務の運営は任期の定めない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についてもその趣旨に沿った任用の在り方の検討を引き続き行うこと。3番目、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行にあたっては、不利益が生じることなく、適正な勤務条件の確保が行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改革により必要となる財源の十分な確保に努めること。併せて各地方公共団体において育児休暇等に係る条例の整備のほか、休暇制度の整備が確実に実行されるよう地方公共団体に対して適切な助言を行うこと。4番目、本法施行後、施行の状況について調査検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。その際、民間部門における同一労働、同一賃金の議論の動向を注視しつつ、短時間勤務の会計年度任用職員に係る給

付のあり方、や臨時的任用職員及び非常勤職員に係る公務における同一労働、同一賃金のあり方に重点を置いた対応に努めること。これが改正時の附帯決議であります。

時間的なことを考えますと、この法律が施行されるのは2020年の4月1日ということですから、施行に向けて各自治体においてはすべての正規以外の職員の任用実態の調査、新たな一般非常勤制度の制度設計、条例やその委任に基づく規則等の制定及び改正、必要な予算の確保を行う必要があります。その後の募集採用といった手続きを考慮すると、2019年の第1回議会において条例が議決されなければなりません。2018年中には労使協議を終える必要があることから時間的な余裕は多くはありません。同一労働、同一賃金の法改正を踏まえ、使用者である町、使われる側、双方の利益とサービスの提供を受ける町民のためにも、速やかな検討を切望するものであります。このことについて町長からお話があれば伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 参議院での附帯決議ということも十分承知しているつもりです。まあ私も数年前ぐらいから自治体も自治体運営というよりも自治体経営だと、そういう時代に入りましたということは何度か申し上げてきていると思います。そういう観点も時々持ちながら、こうした処遇の問題あるいは先程来出ているその無償化の問題とか、いわゆる負担の問題についていろいろ申し上げてきたつもりであります。今回の問題はまさに町行政に大きく関わってくる働く人たちの問題でありますから、これはいろんな角度から検討していく必要があるだろうというふうに思います。まあ仕事を分け合いながらやらなければならない、そういう職種もちろんあります。そうしたことを勘案しながら、また今日まで民間に委託してやってきたものもありますし、指定管理制度を活用しながらやってきたものもあります。しかし、働く人たちが、やはりきちっとした安心して働けるような環境というものを含めて考えていくのが私の立場でもあるだろうというふうに思いますけれども、それは町民の方々が理解していただいて、納得していただいて初めてゴーサインを出せるというものでもありますので、いずれにいたしましても慎重にこの問題について対処していきたいと。しかし、時間はあまりないというお話もありましたけれども、おっしゃるとおりだと思います。精力的に検討していきたいと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 以上で私の質問を終わります。

○佐藤議長 6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして一般質問を行いたいと思います。町長への質問でございます。

今、南ヶ丘公園の今後についてということを出しておりますが、過去に何度か同じテーマで質問したというふうに思っております。いちばん近いところでは平成28年6月議会においても同じような内容で質問したと思っております。その中の答弁の中では町長の方からはとても前向きなと言いますか、今後町民憩いの場にふさわしい公園として考えていくのか、あるいは自然豊かな景観を重視するようにしていくのか、ご意見をいただきながら方向性を決めて管理にあたっていかなければならないと思っておりますと、そういうような答弁をいただいているところでもございます。

そういった中でその後どうなったのかなと思って、まあ現場を見てきましたけれども、一向にあの

変わったふうはなく、手を入れないことによってどんどんあの放置された状況って言いますか、そのような形で本当無残な形になってきているのかなというふうにさえ思います。そんなことを踏まえまして1番、2番というふうに項目を分けてますけれども、中身的には同じことですので、同じ答弁で構いませんので、町長の方からご意見を伺いたいと思います。

先程も申しましたけれども、どのような方向性で今後南ヶ丘公園を位置付けて管理していくのか、そのことについてまずお伺いしたいと思います。また、2つ目として焼肉スペース。町内には焼肉屋さんさんがなくなってからかなりの頻度であるスペースを使っている団体あるいは個人というのがあると思います。それに合わせてあそこを利用するにあたっては管理棟の鍵を借りて中のトイレを利用するというような状況であそこを使うと思いますが、それも水洗化されたトイレではなく、焼肉のスペースもブロックが剥がれたりですとか、いろいろ衛生的にも老朽化しておりまして、適切ではない状況ではないかなというふうに思います。焼肉スペースの部分もある意味ではきちんと整備する必要があると思います。その2点について町長いかがでしょうか、お伺いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ご質問の要旨に南ヶ丘公園の町民憩いの場にふさわしい公園とするのか、自然豊かな景観を重視していくのか、方向性っていう質問ですけれども、なかなかどっちの方向性なのかという質問だとすれば、これなかなか答えにくいと思います。やはり、置戸で公園を考える場合に、やはり自然をないがしろにしてつくるといふ公園はあり得ないと思います。ですから、そうした意味ではこの議員がおっしゃられるこの方向性、両方併せ持ったことで南ヶ丘公園をどう考えていくのかに尽きると思います。

そこで少し申し上げたいんですが、議員ご承知のように、この南ヶ丘公園については昭和43年よりボランティアによって桜あるいはツツジの植栽が行われまして公園の造成が始まったわけでありまして。その後、昭和58年に国の補助事業を入れまして、国の補助事業というのは山村地域新農林漁業特別対策事業という補助事業であります。これを活用して管理棟あるいは運動場、トイレなどを整備したわけでありまして。その際に旧図書館の木製遊具、これを移設いたしまして、これまで多くの子供たち、また町民の方々の憩いの場として親しまれてきたように思います。また、平成22年には遊具の周辺に町制施行60周年を記念して、翌年には桜の名勝地としての期待を込めて、1年ぐらいでなんとかなると思うものでありませんから、期待を込めて運動場への桜の植樹を行ってきたわけでありまして。

植樹をした桜は肥料の施肥あるいは害虫防除などの管理を行いながら、春には開花するまでになっているわけでありまして。しかし、運動場の方の桜については成長が少し遅れ気味でありまして、規則正しい格子状の植栽を解消できるまでに至っておりません。もう少し時間がかかるであろうというふうに思いますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。議員のご質問に対して春には桜の花が咲き乱れるような、そうした公園づくりを目指したいというふうに一昨年でしょうか、申し上げた記憶があります。基本的にはその考え方に変わりはありません。今後もこの周辺の自然環境というものを活かしながら、そうした公園づくりを進めたいと、このように思っています。

それから2つ目の焼肉ハウスのことですが、利用者はここ数年増加傾向にあります。昨年度は各種団体あるいは小中学校のPTAの方々、また自治会などが利用していただいたわけでありまして

が、件数的には30件944人の利用がございました。

設備の老朽化についてであります。屋根あるいは焼肉コンロ等は随時修繕を行っているわけですが、ブロック作りの焼肉コンロは亀裂が入っていたり、また劣化が進んでいることは確認しておりますので、次年度、明年度に向けて良い環境のもとで利用できるよう修繕を行いたいと、このように思います。また、管理棟のトイレでありますけれども、定期的に清掃は行っておりますので、綺麗な状態で利用していただいているというふうに思います。しかし、時折臭気が漂うというようなこともあるようですので、今度の修繕に合わせて善処したいと、このように思っております。

また、水洗化の話がありましたけれども、利用人数だとか費用の面から水洗化について早急な対応は難しいというふうに考えておりますので、その点はご理解いただきたいなというふうに思います。

○佐藤議長 しばらく休憩します。

11時から再開します。

休憩	10時38分
再開	11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 休憩前に町長の方から答弁いただきました。南ヶ丘公園一带について、2年前の質問と同じような答弁だったと思います。まあ良い方向に向かうようにということとで考えていきたいという答弁だったというふうに思いますけれども、そこで具体的なこと、ちょっと確認だけしたいと思います。自然豊かな、そういった形での公園ってということで維持管理していきたいということだと思いますけれども、現在あの池に過去にはニジマスがいたんですが、池そのまま放置されております。通ってみると、ちょっと子供が不幸にもし落ちでもしたら大変かなってというのは、もうそういうドロドロの雰囲気になってます。池を利用するのであればきちんと利用すべきでしょうし、もしも必要がないのであれば池を潰してしまってもいいのかなっていうふうにさえ思います。また、途中斜面のところなんですけれども、三角屋根のトイレも本当に使われてるのかどうなのかわかんないですけれども、本当老朽化したトイレがひとつ途中にあります。あと奥の方の木製遊具が置いてある方には多少立派なトイレがありますけれども、そのことを考えるともうその真ん中の斜面のところにあるトイレも撤去してしまってもいいのかなっていうふうに思います。そのあたりまず町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 どちらかと言うと、先程来お話を申し上げましたけれども、補助事業で整備する時に旧図書館のところから木製遊具を運んだというようなお話を申し上げましたけれども、あのちょっと継ぎ足し、継ぎ足しみたいなことで公園を整備してきたってような感じがいたします。トイレなんかもそうだと思います。最近でこそあんまりその要請の声あまりないですけれども、置戸神社を綺麗にした時に、神社のためのそのトイレを作ってくれやなんていうわけにはいかないだろうけど

も、できれば池の、いわゆる神社と南ヶ丘公園の場所のその近くに新しいトイレが、水洗化されたトイレができればいいのに、ぜひそういうことを考えてもらえないだろうかという話も過去にはありました。ありましたけれども、その時にさらに奥の方に行ったら2つもトイレあるから3つも用意するなんていうわけにいかないということも申し上げてきたわけでありましたが、今議員からもお話がありましたように、その2つあるトイレも本当に今の状況がそれでいいのか。もちろん近い所にあればあるでそれでいいんでしょうけれども、しかし、一方では衛生的な状況にあるのかどうかということもありますので、その辺整理をしてみたいというふうに思います。

また、池の関係についてはちょっと私も最近の池の状況っていうのを見ておりませんのでちょっと分かりかねますけれども、そうしたことも含めて南ヶ丘公園全体をですね、一度検証したいというふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 全体を検証してという答弁でしたけれども、まあ今年公民館の前に児童遊園地3, 860万円ですか、予算つけてます。これ、カテゴリーが違うというか、福祉課担当と産業振興課担当ということで、同じ遊園地公園というに考えますけども、全然違うものだっていうことなんでしょうけれども、利用する側にすると別に福祉課担当だからとか産業振興課が管理してるからとかっていうのは関係ないことであって、置戸町の子供たちが遊べる遊園地あるいは大人がなごめる桜の遊園地公園っていうふうなことだと思います。

3, 860万円掛けて作る遊園地、児童公園がいいとか悪いとかっていうことではないですけども、南ヶ丘公園の方にもまあ多少なりとも予算をつけていただいて、今まで以上に管理すべきかなというふうに思います。

先程の答弁で、管理棟の焼肉ハウス、来年度に向けてきちんと整備していきたいと、そのような答弁だったと思います。また、それに合わせて管理棟内のトイレも水洗化は無理だけれど、少し一緒に見直していきたいという答弁だったと思います。

まあ今年度の予算で置戸の玄関口の北光のパーキングトイレですらちょっと見送ったという状況ですので、管理棟の中水洗化してくれっていうのも無理もあるのかなとも思いますが、あそこを利用する時にはあの女性の方もおられます。一緒にあの子供たちも中で焼肉をするということもあると思います。また、季節によってはとっても寒いという状況もあって、ある時利用者があそこに横幕テントの横幕を張って焼肉をしているのを見たこともあります。そんなこともちょっと頭の中に入れていただいて、焼肉ハウスの方も改修していただきたいなというふうに思いますが、町長、そのあたりいかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程ちょっと申し上げましたけれども、昨年度の利用状況は30件で944人いたというふうに申し上げましたけれども、この件数が、この数字が多いのか少ないのかという議論はあるというふうに思います。しかし、これだけの人が必要としているという施設でありますから、それは継続していきたいというふうに思っております。

ただ、どこまでお金をかけるのかというのはまた別な議論として検討しなきゃならないだろうというふうに思います。南ヶ丘公園全体のことを考えますと、これは2年前もさらにその前にも申し上げ

ておりますけれども、まあ年数が経つにしたがってあの辺がより自然豊かになり過ぎるというのか、大人の人たちといえどもあそこの公園に行くときごく閑静でいいんだけど、もう一面ではやはり人通りがあまりないから不安感があるというの、これ現実の問題としてあると思います。ですから、子供たちも親御さんと一緒になって、あるいは兄弟であの南ヶ丘公園に行ってもらえるような空気って言いましょうかね、そういうものであればいいんでしょうけれども、それには相当人工的にですね、手を加えていかないと。

例えばあのスポーツセンターや公民館の方から公園の方を見た時にやっぱり見渡せるくらいな空間がやっぱりなきゃ、なんとなく落ち着かないというのか、そういう感じからやっぱり抜け出せないと思います。しかし、河川に生えてる木を簡単に切るわけにはいきませんから。これは開発なんかと協議しなければなりませんし、まあその伐採することによって自然環境との兼ね合いからどうなのかといった問題もありますから、簡単に物事が運ぶというふうには思いませんが、まあ南ヶ丘公園だけのことを考えると、そういうようなことも併せて検討していかなければ、多くの人たちに利用していただくにはちょっと難しいのかなというふうに思います。

ただ、桜をずいぶん植えましたから、あの桜が一定程度、なんて言いましょうかね、町民の方々にアピールするような桜並木等も含めてでありますけれども、桜が満開になっていくような状況が出てくると、また違ってくるのかなというふうに思います。

いずれにいたしましても広い面積の中での公園でありますから、そうした人たちが気楽に行けるような、そうしたその雰囲気づくりって言いましょうか、空間をこれから検討していきたいというふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長先程、平成29年度の利用者30団体で944名の利用があったという焼肉ハウスですね、そういうようなことを数字を上げておられました。本当にそれが多いのか少ないのか判断難しいですけども、間違いなくこの程度の人たちのニーズがあそこにあるということだと思います。南ヶ丘公園全体を考えると、やはりこの焼肉ハウスと同じぐらいの人たちっていうのはあそこをやっぱり利用してるのかなと。あそこに訪れてるのかなというふうに、そういうふうを考えていいんだとも思います。まあお金のかかること、それからの広いエリアをどういうふうにしていくかということ、非常に難しい問題でしょうけれども、また、町の人口が減ってる中で、整備したところで、本当に利用者が今後増えていくのかっていうのもいろんなこともあるでしょうけれども、ただ、放置しとくことだけはちょっと寂しいかなというふうな気がいたします。それで2年前も前向きにという答弁をいただきました。それで進んでいないので今回また質問したところですけども、唯一、多分あれは直営でやったんでしょうけれども、池の横にU字溝が今年入りました。多分上から流れてくる水を交わして道路交わすのに入れたんだと思いますが、それは単純に道路交わすだけで、下にそのまま流れるような簡単な工事をしてありましたけれども、まあそんな部分的なことではなくて、基本的に本当に町長言われますように、1回全体を見渡していただいて、全体的な構想ですとか、そういう考えのもとで、あそこ一体を整備あるいは改修、そういったものにつなげて行っていただきたいと思います。町長、もう答弁ありませんので、それだけお願いして僕の一般質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 いらないうって言ったら何か言いたくなるね。あの議員もご承知のように、昔はです、あそこで桜まつりだったかな、そういうこともやっておりましたね。そういうようなイベントをです、あの南ヶ丘公園を会場にして、一度でも二度でもいいんだけど、そういうものを開催していると、やはり一定程度人の出入りがあるということで、先程来申し上げてきていることも少しは解消していくのかなというふうに思います。そうした意味ではいろんな団体があるわけでありまして、その団体の人たちとも公園のあり方というよりも、むしろ公園を積極的に利用する何かを仕掛けてみようじゃないかというようなことを検討していただければな、なんていうふうに思います。そんなことで立ち上がりましたのでよろしくをお願いします。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 お願いされましたが、桜まつり、商工会青年部が中心になってトラック持ち込んでカラオケの舞台にしてっていうような経過でやってきたと思います。ただ、一般の町民の参加者がどんどん減ってきて、あそこで売店を出しても皆さん来てくれなくて各町内会で花見をやるっていうような、そんな状況になったものですから、あそこに出かけて行くってこと、やっぱり大変なんだなってことで中止したっていうような経過があると思います。

また、23日ですか、馬力だすべえありますけれども、3回目ぐらいまでは多分あのグラウンドでやってたっていうふうに記憶しております。それも結局駐車場ですとか、人の交通の問題ですとかで、こっち公民館の方に移ってきたっていうようなことの経過があるんだと思います。

そういう意味でいうと、都会から見れば本当すぐ側なんですけど、町内的にいうと南ヶ丘公園まで行くっていうのはちょっと不便なのかなっていうような気がしますけど、先程も言いましたけれども、放置しておくことだけはちょっとならないだろうなって思いますので、その辺りはぜひとも前向きにきちんとやっていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○佐藤議長 9番 嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告に従いまして、認定こども園置戸町こどもセンター「どんぐり」の現状と課題ということで町長に質問したいと思います。

平成20年4月に開園した、認定こども園置戸町こどもセンター「どんぐり」は、オホーツク管内でも草分け的な開園でありました。地場産のカラマツをふんだんに使い、町内の幼稚園、保育園を統一して幼保一元でスタートをいたしました。今年の4月で10年が過ぎ定員は85名であります。少子高齢化、また昨年の9月には町の人口が3,000人を切る状況の中で、スタートから10年で定員割は84名の一度があったということでもあります。平成29年度末では、93名の在園数とお聞きをいたしました。共稼ぎなどで、0歳、1歳児の人数が平成29年度では22名と極めて多く、当初計画を大きく上回った状況であり、本町にとっては大変嬉しい誤算となっています。

しかしながら、嬉しい誤算とは裏腹に、施設の狭さや使い勝手の悪さなど厳しい状況にあるとお聞きをいたしました。合わせて、職員の会合室や休憩室もなく、突然の発熱等での子供の休むスペースもままならない現状もあるということです。早急な改善が必要と思いますが、町長の考えをお聞きます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸町こどもセンター「どんぐり」につきましては、議員からもお話がありましたけれども、町内5つの幼児保育教育施設が施設の老朽化あるいは園児数の減少等もありまして、将来を見据えて統合を行っていかうじゃないかということになりました。定員85名の保育所型の認定こども園として管内でもいち早く平成20年の4月に開設いたしました。本年度で開園から10年が経過しまして、先日は記念事業の一つとして、どんぐり祭が賑やかに開催されたというふうにお聞きをしております。

定員85名でのスタートは、当時の置戸町次世代育成支援構造計画、この計画に基づきまして開設をしたわけでありましたが、その後まもなく各年度末には、定員を数名程度オーバーすることが続いておりました。さらには、数年前より3歳未満児の利用が増加しまして、それぞれの保育室が必要となり、子育て支援室を仕切りまして、半分を2歳児の保育室に内部改修を行っております。

3歳未満児の利用増加の要因としましては、年間の出生者数が推計値より多く推移していることがまず挙げられるわけですが、加えて共働き世帯の増加、また国や北海道、そして町による子育て支援の拡大によります、第3子あるいは第4子出生者の増加等も見られております。出生者数は、平成26年度から28年度に20名以上がありまして、本年度は17名から18名を見込んでおります。これまでの計画では、推計が少し甘かったなという感もありますけれども、この10年間の子育てに関する環境あるいは国の施策等が目まぐるしく変化した状況があると、そうとも言えるんだらうというふうに思います。

次に、開園当初の職員体制であります、正規職員、有期職員、パート職員合わせて25名でスタートしておりましたけれども、平成29年度では41名となっております。その要因でありますけれども、3歳未満児の利用あるいは支援を要する園児の増加によるものでありますけれども、特に支援を要する園児については、基本的にはマンツーマンの支援って言いますか、マンツーマンの対応となることから、大幅に職員数が増えたということでもあります。

以上のように、園児、それから職員の増加によりまして、園児が健やかに利用できる環境、また職員が健康的に働ける環境としては、保育室や職員の休憩室等について課題があるというふうに認識をしております。本年度に入りまして、信愛会の理事長の方から、これらの状況を一日も早く打開したいと、保育環境を整えたいというような申し出がありまして内部協議も進めているところでありますが、財源確保を含めて早急に対応を具体化したいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 町長の方から今答弁をいただきました。改善をしていくというような方向性というのがあるのかなというふうに考えますけれども、先程、町長の答弁の中で、職員は25名から始まって、今41名ということでもありますけれども、実際のところは慢性的な職員の不足というのが今も続いている状態というお話も聞くことはございます。なかなか置戸町のどんぐりへ行って保育士なり、そういう支援する人たちが仕事をするという機会がなかなか得られないというか、置戸へ行ってそういう仕事をしたいという人が手を上げる人がいないんだというお話も聞きますので、その辺は過疎の町の心配するところなのかなとも思いますし、また、施設の十分な利用をするような内容になっていないのかなという、環境の問題ですね。そういう休憩室がないとか、すごい職員も不便

な部分があるのかなと思います。また、もう一方では、園児が発熱した、先程も言いましたけども、発熱した時には、職員室で父兄の来るのを待つというような状況があったり、大変厳しい環境が多く目立つというふうに聞いておりますけども、その職員の人たちが、なぜ置戸に来てくれないのかなというふうな心配も逆にしているところでもあります。小さな子供たちが増えてきたということと、発達障害を持ったような子供たちも増えたということで、先程、町長の方からありましたけども、マンツーマンの支援が必要な子供たちが最近増えているという状況もありますけども、先程申したように、職員の慢性的な不足という面では、もっともっと改善が必要だというふうに感じますけども、その辺町長の意見を聞かせていただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 いま非常に人手不足だというのは、ご案内の通りであります。一時お医者さんも、来てくれるお医者さんがいないというようなことが大きなテーマとしてあったと思います。同じだと思うんですけども、お医者さんも充足がきちっと図られている病院には、お医者さんも集まるんだというところと似たところあると思います。しかし、冒頭申し上げましたように、何と言っても全国的に、また、全道的に人手不足というのが、ある種いろんな職種において、そういう状況だと思いません。しかし、先程来申し上げておりますように、いろんな子供さんが園に、どんぐりに来ているわけでありまして、それに対してのきちとした体制を取らなければならないということから、働く職員の人たちも増えてきているということでもあります。これらは、何て言いましょかね、処遇を改善したからってということでは、今は簡単に人は集まってこないと思います、それだけでは。しかし、働いている人たちが一定程度満足できるような環境の下で、保育あるいは教育、そうしたことがやってもらえるような、その環境づくりはやはりしなければならないだろうというふうに思います。

できるだけ基本的には増築する場合には、実施設計も組まなければなりませんから、1～2年かかるのかなという感じがいたしますけれども、できるだけ早い時期に取り掛かりたいというふうに思います。今のところ、あらあらの計画でありますけれども、1億円は超えるような事業費になっていくだろうというふうに思っていますが、そうした財源対策のことも含めて具体化していきたいと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 実施設計いろいろ含めて1～2年かかるであろうというのは当然だと思います。慎重な対応が必要になってくると思いますけども、先程の人材不足ということでしたけども、実は、置戸町では置戸高校に、福祉の夢サポートというような形で人材確保の意味も含めてそういうのを設けました。昨年、黒松内町へ議会へ出向いた時にも、いろんなそういう支援対策をして町に人を呼び込むというか、そういう確保するというようなこともやっている町があります。

そこで、可能であれば置戸でもそういう形で保育士等を何とか確保できるような方法があればいいのではないかなというふうに思いますけども、それも前向きにそういうふうな検討をしていただいてはどうかなというふうに考えますけども、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 現場との関係もありますので現場の人たちとも、また、経営をしていただいている理事長さん方、園長さん方とも十分その辺の意見交換もしながら考えていきたいと、このように思

います。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 いずれにしても、園児あるいは職員が住める、ちゃんとした環境の中で過ごせる場所を確保していただきたいというふうに申し上げて質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 7番 小林満議員。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 通告に従いまして、町長に質問したいというふうに思います。

森林環境譲与税（仮称）を活用した森林づくりということでございます。今年3月に森林環境税（仮称）の関係で町長に質問いたしましたが、その後、今年の5月には、森林経営管理法が成立し、平成31年、来年の4月から施行となり、市町村の役割は益々大きくなりつつあります。この森林経営管理制度の中で新たな森林管理システムがつくられ、森林管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者を繋ぐシステムを構築すると言われております。その森林を意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理するという難しいものであります。

そこで、町長に4点について質問したいというふうに思います。

1つは、森林管理制度が来年度から施行されますが、その概要についてお願いいたします。

2つ目は、森林環境譲与税（仮称）は、平成31年から基金として年度別にどのくらい入ってくるのかを伺います。

その基金の用途についてでございますが、これは国税ですから明確にすべきと考えます。基本的な考え方について伺いたいというふうに思います。

さらに4つ目としては、森林環境譲与税（仮称）の活用に関する今後のスケジュールについて伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 森林環境譲与税、まだ仮称が外れておりませんが、これを活用した森づくりについてということのご質問であります。ご承知のように、平成31年度からの森林環境税及び森林環境譲与税、いずれも仮称でありますけれども、この導入を受けて新たな森林管理システムが来年の4月からスタートいたします。

そこで、初めに森林経営管理法に定める新たな森林管理システムの概要であります。森林所有者に対する適切な経営管理を促すと同時に経営管理が不十分な森林については、議員からお話がありましたように、市町村が経営管理権、これを取得いたしまして経営管理を行うと。あるいは、経営管理実施権というのを民間事業者へ委託することで、林業経営の効率化あるいは管理の適正化を図って林業の持続的な発展と森林の要する多面的な機能を維持すると、そういうことを目的として、このシステムがスタートしていくわけでありまして。

この新たな森林管理のための財源ということですが、森林環境税、これに先行して平成31年度から森林環境譲与税が都道府県と市町村に交付されます。配分額でありますけれども、ご承知のように、森林人工林面積、それから林業従事者数、さらに人口を基礎として積算されるわけですが、本町への交付額であります。平成31年から平成36年までは、この配分の割合が都道府県に20%、市町村に80%という配分の割合になります。従いまして本町では、平成31年から33

年まで年に807万円、それから34年から36年まで1年間に1,211万円、さらに平成37年から40年までは、この配分割合が市町村が増えます。その分、都道府県が減るんでありますが、従いまして、37年から40年の配分割合は、都道府県が15%、市町村が85%になります。

本町への配分につきましては、年1,716万円。37年から40年まで4年間ですか、4年間、毎年1,716万円になります。さらに、平成41年から44年まで、都道府県の配分割合が15%だったのが12%ということになります。その分、市町村の割合が高くなります。85%が88%ということになります。従いまして、本町に対するこの交付額も2,221万円ということになります。さらには、平成45年以降ということになりますが、この配分割合も都道府県が10%、市町村が90%ということになります。従いまして、本町の交付額については、2,725万円。毎年2,725万円が交付されるというふうに予定されております。なお、森林環境譲与税については、基金による弾力的な運用も可能ということになっております。

森林環境譲与税の使い道であります。森林管理システムの取り組みについては、森林所有者への制度の周知あるいは対象森林の抽出、また、所有者情報の確認など行いまして経営管理の意向調査、また、経営管理事業対象林、自警管理事業対象林の基礎調査なども行うわけであります。その後、経営管理権の集積計画というのを作成いたしまして、間伐事業を実施するということになろうかと思えます。これら一連の作業にかかる経費の他に、市町村が単独で実施する森林整備事業も対象ということになります。譲与税を利用することが可能だと、これに対しての譲与税を利用することも可能なんだということに今の段階としてはなっております。

それから、最後に今後のスケジュールということですが、本年度は森林所有者情報システム回収後に、森林所有者の情報収集を行って林地台帳の整備を行います。平成31年度は、来年度であります。この情報をベースにいたしまして対象となる森林所有者に対して、経営管理権の意向調査を行いまして、平成32年度には、対象森林の基礎調査、合わせて森林所有者から経営管理権の集積計画の同意を得ることとしております。従いまして、新たな制度における民有林整備の本格的な事業開始ってというのは、平成33年度を予定しているということであります。新たな森林管理システムの取り組みでは、民有林の情報収集を始めとして、経営管理権の集積計画の作成、さらには、経営管理実施権の実行に際しても森林組合をはじめ、民間事業者の協力というのが不可欠でありますので、ぜひその点については特によくお願い申し上げたいというふうに思います。

今後も関係機関の皆さんと連携を図りながら、置戸町の森林整備に努めてまいりたいというふうに思います。現段階においては、今申し上げたようなスケジュールで、また内容について今申し上げたような進め方になっていこうというふうに思っていますが、今、林野庁含めてであります。内容についていろいろと検討している部分もありますので、変更と言いましょか、変わっていく部分も少なからずあるのかなというふうに思っていますが、現段階においては、今申し上げた通りであります。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 大変ありがとうございます。今、町長の答弁の中で、来年から森林譲与税が入ってくるということで、年に807万円と。その後、平成40年からは1,200万円入ってくるということで、相当な額が毎年入ってくるのかなという感じをします。その使い道については、これはこの間、道の議活連の総会でもお話あったんですが、税金ですから広く使途については

公表していかないと駄目だろうと。お金の徴収については、平成36年からですから、まだ当分の間、皆さんから一人一世帯均等割をもらうということにはなってませんが、その間、いろんな事業の発生が出てくるというふうに思います。先般、全国の森林組合の方からも、森林組合としてもこの意向調査あるいは森林調査についてですね、市町村に協力をしなさいというようなことでできております。

昨年、私も、森林組合では、森林経営計画をそれぞれ組合員の意向調査をして、約620人の組合員のうち、約89%がこの経営計画に参加しております。まだ、11%ほどが回答がないということもございますけども、山の天然林の場合については、それほど計画がない人もおりますので、100%になることについては難しいなというふうに思います。先程、町長が言ったように、森林台帳が今年いっぱいできるということもございますので、その後、私の経営計画のものと同突合すれば、ある程度早く調査が可能になるのではないかとこのように思っていますので、出来次第ですね、我々も調査に協力をしていきたいなというふうに思っています。それについてもですね、まだまだ難しい問題が山積みしておりますので、これについてももうちょっとはつきりしない点もございますけども、一つ我々も協力しながら進めさせていただきたいなというふうに思います。もう一度お願いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 私、北海道町村会の農林水産の常任委員長ということもありまして、6月に林野庁の方に行きまして、長官だとか次長だとか、それから担当部長ですか、お会いしてこうした問題について少し詰めた議論をしました。その時の当時のですね、長官は、この使い道について、森林整備あるいは人材育成など適切な使用を期待しているというお話がありました。税を使用できず、基金の話です。税を使用しないで貯め込むというようなことは、極力やめてほしいというお話がありました。それは当然のことだと思います。当然のことと言いましょか、議員からもお話がありましたように、6年後、2024年ということになりますけれども、町村の個人住民税に年に1,000円を上乗せして森林環境税という徴収が始まるわけでありまして。現在の同様な形って言うのは、ご承知のように、東日本大震災の復興財源に充てるために、1人、年1,000円を上乗せして徴収されているという表現がいいかどうか分かりませんが、徴収されているわけでありまして。その後、森林環境税にこの1,000円が繋がっていくということになるかと思いますが、しかし、何と言っても税金でありますから、どういう形で使われているのかっていうのが広く国民に承知してもらえるような使い方をしてくれということが林野庁の長官の方からもお話がありましたように、当然これは総務省も含めて、あるいは財務省も含めてであります。当然のことだろうというふうに思います。それだけに財源の基金化って言いましょか、基金に積むといった場合も、非常に慎重にやっていく必要があるだろうと。これは、まだまだ議論としては詰めなければならないというふうに思っています。と言いますのは、先程申し上げましたように、本町における初年度は800万円程度のお金ですから、やはり何年かかけて基金化しておいて、そして森林整備ももちろんでありますけれども、木質で何かを作るといった時に、その財源を充てるというふうに考えた時には、やっぱり一定程度基金化しないと、本当のお金が生きてこないんじゃないかというようなことも申し上げているわけでありまして。

ただ、この森林があんまりないと言いましょか、東京都の例えば、港区だとか、それからオホーツク管内が連携協定を結んでおります江東区につきましては、森林に対しての何て言いましょか、

非常に熱意がある区でもありますけれども、そういう区に対しても、今回の税金が森林環境税がオープンな形で見せていかなければならないということも一面としては当然ありますので、その辺は十分考えていかなきゃならないだろうなというふうに思っております。その時のやり取りいろいろありましたけれども、次長だった方が今の長官でありますから、次長ともやり取りしましたけれども、今申し上げたように、都市部と山村部の連携した取り組みっていうか、そういうことも林野庁としては期待しているんだというようなお話がありましたから、そうしたことも含めて、この財源の有効な使い方と言いましょか、使われ方の理解っていうか、そうしたことも深めていかなきゃならないなというふうには思います。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 いずれにしても、まだ根本的に解決しないところもございすけども、一番心配なのは、今の農業振興課ですか、産業振興課ですか、非常に人員が少ない中での作業がこれからたくさん増えるということで、もうちょっと林務行政に力を入れたらどうかという感じしてますので、人員増も含めてぜひお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 人員の問題というのは、なかなか理屈としては何も否定するもの一つもないわけでありす。ただ、限られた人員の中で行政運営をしていくということになりますと、一定程度の人数でそれをやっていかなければならないというのも現実としてはあるわけでありす。ただ、林務の部分で言いますと、ご承知のように、この4月から林野庁の方から職員を2年という期限付きでありますけれども借りておりますので、彼に特段の頑張りを発揮していただくということで考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思いますし、また、議員は森林組合の組合長さんという立場もありますから、うちの職員も激励していただければなと、そのように思います。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 以上で終わります。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	11時53分
再開	13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の、議案第53号については、2番 澁谷恒壹議員は、地方自治法第117号の規定に該当し、除斥されますので退場を求めます。

(2番 澁谷恒壹議員 退席)

◎日程第 3 議案第53号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第3号)

○佐藤議長 日程第3 議案第53号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第3号)の質疑を行い

ます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第3号）、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 番号制度に要する経費というところで、説明の中で女性推進どうのこうのという説明があったような気がしたんですけども、もう一度詳しくお願いします。

○佐藤議長 まちづくり推進室長。

○坂森まちづくり推進室長 国の方からなんですけども、今般の住民基本台帳システムにおきましては、例えば、女性が結婚されて苗字が変わると、氏名が変わるという検索機能を今の、例えば、旧氏ですとか、外国の方、ローマ字ですとか、表記の方に幅広く対応するべくの改正ということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 児童福祉事務に要する経費の委託料なんですけど、アンケート調査を早急にやらなきゃならないという説明でしたけど、このアンケート調査の内容って言いますかね、対象者はどういう人たちを対象に調査をするのか。そして、調査は具体的にどんなことを調査しようとしているのか、アンケートでね。その内容について教えてください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 今回のアンケートの内容につきましては、基本的に、子ども子育て支援事業計画を立てるために、主に子育てに関するそういった事業、施設等の利用の状況を把握するという内容が主となっております。前回の第1期の事業計画の策定時に1回行ってありますが、その内容につきましては、2つの分野、年齢区分に分けております。未就学児用の調査と小学生用の調査と、そういった形です。中身につきましては、その方の今後の就労ですとか幼稚園、保育所、こども園等の利用の希望、それから家族の働く労働形態等、そういったところで、あなたはこういったことでこういうことを希望しますか。その中で希望して、4項目あるとしたらですね、その4項目を選択、その4項目から、さらに分岐していくというような、かなり複雑な質問の形式内容になっております。それに伴いまして、単純集計からトリプル集計よりもさらに分岐した集計が伴うものですから、アンケートについて委託をするものです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 同じ関連なんですけども、このアンケートは、妊婦さん等は対象にしないのかどうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 基本的に、国が示す項目に基づきまして実施するものです。そこに多少置戸の今後の行政に向けてですね、項目を付け加えることもある可能性もありますが、基本的な項目

の中には、今後の出産予定等は聞く項目が、ちょっとまだ示されてませんので何とも言えませんが、前回のアンケートの中では、そういったマタニティスクールの希望ですとか、そういった部分も若干入っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。

5款労働費、1項労働諸費。6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費。7款商工費。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 労働費の関係なんですけど、これは場所はどこなんですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 例年この時期にお願いをして補正をしております。通常ですと、大体の場所ですね、予定ができていますけども、今年度の国の補助金の動向によりまして、基本的な事業がですね、実は前倒しをしながらできなきゃ実施をできないというような事情も発生しております、最終的に本年度の事業の場所が確定した以降、要年度以降に見据えまして、ちょっと実施の場所については決定をして参りたいというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 今後、場所については詰めるということなんですね。希望なんですけど、雄勝の町有林の方が非常に手入れが悪いので、できればそっちの方に、つる切り、除伐をしていただきたいなという感じあるんですが、その辺は予定としてはないんですか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 予定がないというより、現在のところですね、今お話しとおりの間伐等の事業を補助金の事業で予定、来年度以降にしている部分もですね、ちょっと手を付けるとかという状況も発生しておりますので、それらの整理が終わった段階で、明年度以降の事業に合わせた形ですね、出来る作業の方をしていきたいと、こういうことでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 一番下の、森林体験交流センターのポンプが故障したということでの、ポンプのプロペラの修繕ということでしたけれども、これ森林体験交流センターって、ダム奥にある、あの建物。あそこの水って飲用にはできなかったというふうに聞いてますけども、飲めない水なのにポンプ直す必要あるんでしょうかね。

○佐藤議長 産業振興課長。

○栗生産業振興課長 現在、森林体験交流センターにつきましては、清掃管理等含めまして、曜日を特定して一般の方の利用に供しているという状況でございます。従いまして、飲用水までは求められておりませんで、体験交流センター内のトイレと、それから道路下にありますトイレの手洗い用と、そ

れから要は使用した後に流す水のための水道水として利用している施設でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

10ページ、11ページ。

8款土木費、1項土木管理費、4項住宅費。10款教育費、3項中学校費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに進みます。

12ページ、13ページ。

5項保健体育費。13款給与費。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 社会体育の関係でちょっとお聞きしたいんですけど、全国大会に同じ協会が毎年行くってというのは、どうかっていう気があるんですが、規則上何にもないとは思いますが、3年連続行ったら1回休みとかって何かそういう規定も必要でないかという気はするんですが、どんなものでしょう。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 今回の支出に参加奨励金につきましては、置戸町文化スポーツ大会参加報償金交付要綱に基づいてございます。これによりますと、支出の要件としましては、予選を得て全道、全国に出場する個人及び団体ということでの支給でございますので、今回、ゲートボールが該当したということですね、3年連続という話だったんですけども、実は、去年は実績はないです。その前、28年度、27年度につきましては、ゲートボールの方実績があると。また、その他の団体につきましても、スキーですとか、柔道ですとか、その辺の団体についても支給をしているということで、できるだけ体育振興という意味からですね、予選を勝って全道、全国に行く場合は助成をして積極的に参加してほしいというふうに考えています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 今の関連なんですけどもね、今のその規約と言いますか団体、個人というような説明があったと思いますけども、団体という括りでも構わないんですか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 団体で行く場合も、予選を勝ち抜いて全道、全国に団体で行く場合も当然支給の対象になります。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 例えば、団体の中に町外者がいた場合は、その団体の扱いってどうなります。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 特にそういう決めはないので、団体の中で登録をされている人であれば、すべて

支給対象になるかというふうに考えています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 いらん心配を今からしているんですが、先日タイムスに出ていました、置戸ロイヤルズ野球チームが全国大会に来年出るというような時に、この制度が適用になるのかどうなのかなっていうのをちょっと今から心配しているものですから、そこを確認したかったんですが、そういう扱いでよろしいですかね。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 うちの方も野球チームのロイヤルズですか、そこが全道大会、またそれに勝ち抜いて全国大会に来年度開催される全国大会に出場するというのは承知してございます。それにつきまして、この要綱に載っておりますので本人たちからの希望があれば、新年度予算で計上したいなというふうに考えています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 同じく関連なんですけども、この度、置戸高校の福祉技術のコンテストで今度近々に山口県の方で全国大会の方に3名参加すると。そういった部分について、対応をどのようにされるかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 高校の方から特に話はないんですけども、今回のこの要綱につきましては、文化、スポーツということで、今回の高校の部分では、学校、文科省が主催の場合は学校の経費等がございまして、そちらの方で対応していただくと。うちの方も除外事項としましては、学校教育関係団体が主催するものについては除外ですよという規定になっておりますので、そのように取り扱いたいというふうに思っています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 次の給与費の中の職員手当等の直接この金額には予算には関係ないんですけど、住居手当がここに入っていると思うんですが、今年、全道各地の自治体で住居手当の不正受給ってのが発生して、それが新聞等で話題になったわけですが、うちの町はそのような事例はないと思いますが、それを踏まえてですね、今後その住居手当を支給される職員に対する厳格化だとかルールを明確にするとか、そういった対応っていうのは考えているのか。そういうことを調査してやったのかどうか、その事実をお知らせ願いたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 一連の新聞報道がありまして、本町においても住宅手当につきましては、本人の申請に基づき担当者が審査をして適正な金額を決めるということになっておりますので、変更がないか、それから今までの申告と異なる状況になっていないかということ直ちに調査をいたしまして、申告どおりということに確認をさせていただいていますし、厳格化と言いますと、やはり定期的にこのような移動があるか、金額が変わっていないかだとか、そのような調査は必要だと感じております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 札幌市辺りはですね、明確に親類にあたる者、例えば、3親等とか4親等に該当する方の住宅を借りた場合については、それは適用を除外するとかって、そういうかなり厳しいルールを設けたようですが、我が町については、そういったルールの改正っていうのか、明確にするっていうか、他人と身内の関係をきちっと明確にするとかって、そういうなんて言うのか、見直しとか、そういうことは考えてはいないのでしょうか。いるのかいないのかということ。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 一連の報道で話題になりました、親族間の賃貸の部分では、本町ではそういう事例がありませんでした。そういうことが今後想定されるかということも含めましてですね、必要であれば明記しなければならないでしょうし、ちょっとそういう事例がないということで今のところその対応をどうするという方針はまだ決めておりませんでしたが、定期的に確認をしていくことは必要だという認識に立っているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 すいません。先程の問題で追加でお聞きしたいんですけども、置戸高校では、PTA会費でも特別会計で生徒等の遠征費等の部分で特別会計を持っているんですけども、小規模校ゆえあまりそれほどのお金を持っていなかったかなというような思いがあるんですけども、仮に、先程の部分と別として、高校側から支援の要請等があった時には、どのように対応していただけるのかなというふうに思うのですが。

○佐藤議長 議員に申し上げます。ただいまの発言は、議題外にわたって質疑の範囲を超えていますので注意をいたします。

8番。

○8番 石井議員 議題外というような指摘を受けたんですけども、今回、社会体育振興に関する関係で、前回、置戸高校では、文化振興のあれで補助を受けていなかったかというふうに思うのですが、仮にですね、文化、体育の奨励金制度、今後の運用に関していろいろな、先程例えば、年限ですとか、回数の制限をしたらどうかというようなお話もあったとおり、ちょっといろいろな考え方をしていかなければならないのかなというふうにちょっと思ったものですから、今後の奨励金制度の、なんて言いますか、考え方について深くお聞きしたかったものですから質問いたしました。

○佐藤議長 答弁はどうでしょうか。

教育長。

○平野教育長 先程の高校生の介護技術コンテストの全国大会の関係の部分についてだけ、私の方からお話をさせていただきます。前々年度行った時の対応について話をさせていただきます。全国大会への旅費等については、学校現場、そして道教委の方で支給をされたというふうに記録しております。それで、教育委員会としては子供たちに、お弁当代というか、そういうことで心遣いをしている次第です。小学校、中学校と違って道立高校ですので、そういった場合には、学校現場、そして道の方でも旅費等については、対応になるかなというふうに考えています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。9款地方交付税。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。19款諸収入、2項貸付金元利収入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

休憩 13時25分
再開 13時35分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第53号について、質疑漏れはありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 事項別明細書、13ページ。社会体育振興に要する経費で、公民館長に再度確認いたします。この制度のことですけれども、先程、団体という括りだという説明ありましたが、本当にそれでよろしいか、もう一度答弁お願いいたします。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 先程の岩藤議員の質問でしたけども、ちょっと聞き間違いですね、団体の町外者を障がい者ということで聞いていたものですから、登録されている方については出ますよという返事をしたんですけども、町外者ということでありましたら、この支給の要件については、置戸町在住の者に限るということになってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第53号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第3号)の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第53号の討論を終わります。

これから、議案第53号 平成30年度置戸町一般会計補正予算(第3号)の採決をします。議案第53号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第53号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

澁谷議員の復席を求めます。

（2番 澁谷恒壹議員入場、着席）

○佐藤議長 澁谷恒壹議員に申し上げます。

議案第53号 平成30年度置戸町一般会計補正予算（第3号）は、可決されましたので告知いたします。

◎日程第 4 議案第54号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から

◎日程第 8 議案第58号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）まで

————— 5件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第4、議案第54号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第8、議案第58号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第54号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 まず、議案第54号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第1号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款保険給付費、1項療養諸費、2項高額療養費。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 一般被保険者の療養給付費に要する経費、4,039万円の追加というふうになるんですが、これについては、1件100万円以上の、なんて言いますか、給付費がかかった案件が7件と増えたというお話なんですけども、ちょっと参考までに、100万円以上かかる症例と言いますか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 3月診療分から6月診療分の3ヵ月分なんですけど、心疾患が2件ございました。

それと、脳血管疾患が2件、癌、敗血症、それから胆石が各1件ということで、心疾患の部分については、総体の10割の医療費になりますが、900万円かかる手術もございました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款道支出金、1項道補助金。4款繰入金、2項基金繰入金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第55号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第55号 平成30年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。5款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第56号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第56号 平成30年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第57号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第57号 平成30年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段の歳出か

ら進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 秋田の薬品注入制御装置の故障に関する件、書ききれなかったのもう一度説明いただきたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 秋田の浄水場は、色度、濁度が非常に高い水質、原水でありますので、そのまま砂に通しても色や濁りが取りきれない水質となっております。従いまして、凝集剤という薬品を注入し、その汚れを凝固させて沈澱及びろ過をすると、そういう施設なんですけども、この薬品を制御している薬品注入制御装置というのが故障したために今回補正をお願いするものです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 給与費のところで、職員手当等98万円の追加ということですが、これは超勤が増えたための追加という説明だったと思います。補正後の超勤手当の合計が146万円になるということですね。これは超勤の時間にすると、時間数何時間になるんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 約550時間になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 職員1人が550時間ということですよ、年間で。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 そのとおりでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 1人で550時間、すごい超勤の時間数だと思うんですが、ヘルスマメンタルですとかいろんなことを考えて、1人の職員がそれほど超勤するっていう、とってもすごい超勤だなと思うんですが、その辺り健康面考えてもいかがなものなのか、その辺り課長どうお考えですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案の説明の中で、ここの管理係というのは、上下水道の料金の改訂に伴う業務量が一段に増えたということと、今年の人事異動により、もともと施設整備課には、管理係と水道管理係という2つの係があったんですけど、それが一つ兼務という形でちょっと管理部門に負担がかかったのかなというふうに考えております。ただ、超勤の内容を見ていきましたも、4月から7月まではかなりの量になっているんですけども、8月におきましては、超勤時間が数時間というふうに改善の兆しもあります。ですから、550時間というような形で取ってはいるんですけども、間違いなく少なく、なるべく負担をかけないような業務をさせていきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 それに関連してですけどね、4月から8月ぐらいと言いますか、非常に係長職でそれに負担がかかったということは分かったんですけど、逆に、管理係で担当は水道ではないかもしれないけど、仕事の分散ってということで管理係の職員はいますよね。その職員は、この係長のやっている仕事に対して一定程度の、なんて言うのかな、手伝うというか、負担にならないようにうまく仕事の配分っていうのを係の中でやっていたのかどうか、その辺の確認をしたい。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 この簡水の特別会計は、管理係長1人分の人件費ですのでこのような形になっておりますけども、係につきましても、ほぼ同様の時間超過勤務をこなしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第58号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第58号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。4款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 関連して、6ページの共済費の関係なんですけど、これは給与の共済費に関わるものなんですけど、ちょっと腑に落ちないのは、簡水の簡易水道の共済費の1名の分の給与総額が765万1,000円に対して、200万円の共済費と計上されています。一方、こっちの下水道の方は、770万4,000円の給与費に対して、共済費が180万円。ということは、給与費の総額が少ないのに共済費が200万円ということで簡水の方が多いというのは、他に何か計算のですね、算式が他にあるのかどうか、ちょっと分からないのですが。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 これは給与に対します、超過勤務手当の片っぽでは当たってますし、片っぽでは支給されていない職種になっているので、その違いでございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 ということは、超過勤務手当についても共済費の算定っていうか、その負担金の対象になるということで、それが逆転するっていうことで総額でね、支給が。それで共済費が200万円になったと、20万円多くなったと、分かりました。

○佐藤議長 総務課長。

○深川総務課長 今回、超過勤務手当を増額補正いたしましたので、それを見込んでの負担金の増額ということで、議員ご指摘のとおり逆転現象になっているということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案第54号から議案第58号までの5件を通して質疑漏れはありませんか。7番。

○7番 小林議員 簡水の5ページに、秋田の関係の計装設備ってあるんですが、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 どのように説明すればよろしいでしょうか。秋田浄水場にありますが、薬品を制御する大きな盤がありまして、それがほとんど機能をなさなくなりました。ですから、その制御に際しては、管理会社、現在のウォーターエージェンシーなんですけども、今までの経験をもとに、このぐらいの水質であれば、原水の水質であればこのぐらいの薬品だろうということで、手で調整しながらやっている次第です。通常であればすべて機械に任せてやるところが、それを全部人の手で行っているというところで、当然、秋田の原水っていうのは、先程もご説明したとおり、かなり色度も濁度も高い原水なものですから、それをどうしても処理するには、1回薬品を注入して、その汚れをある程度大きくして、要は沈澱させたり、ろ過させたりという工程が必ず必要になってくるんですけども、現在は、それを手作業で行っていると、そういうことで今回補正をお願いしています。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 今の同じ関連なんですけど、秋田地区に新しい水道通水するのは、いつまで、いつからになるんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 簡水は、もう既に秋田地区に送られています。ただ、その部分の水量というのは、留田薬の八方台の一系から汲み上げてた量を送っているだけで、秋田の浄水場の施設の水っていうのは、必ず秋田地区にも送水しなきゃならない。ですから、置戸の水が通水されたとしても秋田の給水ろ過の施設は、維持していかなきゃならないというふうになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

休憩 13時56分

再開 14時01分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号から議案第58号までの5件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第54号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)から議案第58号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの5件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第54号から議案第58号までの5件について討論を終わります。

これから、議案第54号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)から議案第58号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの5件を一括して採決します。

議案第54号から議案第58号までの5件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第54号 平成30年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)から議案第58号 平成30年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの5件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 決議案第1号 事務検査に関する決議

○佐藤議長 日程第9 決議案第1号 事務検査に関する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔登壇〕 ただいま議題となりました、決議案第1号 事務検査に関する決議について、趣旨の説明を申し上げます。

本案は、9月12日の本会議において、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査として付託された、平成29年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算の認定について、委員会における審査に万全を期するために、地方自治法第98条第1項の規定により、関係書類の提出を求め事務検査を行うことができるよう提案したものでございます。

決議の内容ですが、1. 検査事項は、平成29年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算に関する事項。

2. 検査方法は、(1) 関係書類及び財産に関する書類等の提出を求める。(2) 検査は、決算審査特別委員会に付託して行う。

3. 検査権限、本議会は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任する。

4. 調査期限、決算審査特別委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

以上の内容による決議であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、決議案第1号 事務検査に関する決議を採決します。

決議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、決議案第1号 事務検査に関する決議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から

◎日程第13 意見書案第9号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書まで

————— 4件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第10 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から日程第13 意見書案第9号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書までの4件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第6号から意見書案第9号までの4件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号から意見書案第9号までの4件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第6号から意見書案第9号までの4件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第6号から意見書案第9号までの4件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第9号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書までの4件を一括採決します。

お諮ります。

意見書案第6号から意見書案第9号までの4件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第9号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書までの4件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議員の派遣について

○佐藤議長 日程第14 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の議案のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成30年第6回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 14時10分

本会議録は、地方自治法第123条の規定に基づき、事務局長 高橋 一史が記録、調製したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員 番

署名議員 番
